

鳥取県公報

毎週火・金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 町村の廃置分合（伯南町）
農地等交換分合計画の認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇雜報 警察本部告示第一号（緊急自動車指定要領）
- ◇正誤 昭和三十年四月一日鳥取県条例第十二号中訂正

告示

鳥取県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、昭和三十年五月二十日から、日野郡日野上村及び山上村を廃し、その区域をもつて新たに伯南町を置く。

なお、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七條第一項の規定による伯南町の人口は五、六四三人である。

昭和三十年四月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八條第七項の規定により、八頭郡河原町外九箇村農業委員会が申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和三十年四月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

農業委員会名	申請年月日	認可年月日	備考
八頭郡河原町農業委員会	昭和三〇、三、二五	昭和三〇、三、三一	前の八頭郡河原町農業委員会の申請に係るもの
河原町	"	"	前の八頭郡八上村
安部村	三、二六	"	
八東村	三、二三	"	
気高郡勝谷村	三、二五	"	
西伯郡西伯町	"	"	前の西伯郡大国村農業委員会の申請に係るもの
西伯町	"	"	前の西伯郡上長田村
賀野村	"	"	
大和村	"	"	
日野郡山上村	"	"	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和三十年四月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順 治
一 日 時 昭和三十年四月二十六日 午前十一時
一 場 所 鳥取県教育委員会 会議室
一 議 題 教員人事について

雑 報

鳥取県警察本部告示第一号
道路交通取締法施行規則第二条の規定による緊急自動車指定要領を次のとおり定める。
昭和二十八年十二月八日国家地方警察鳥取県本部告示第二十号（緊急自動車指定要領）は廃止する。
昭和三十年四月二十二日
鳥取県警察本部長 神田 亘

緊急自動車指定要領

第一条 道路交通取締法施行規則第二条の規定による緊急自動車としての指定を受けようとするものは、別記第二号様式による申請書二通に自動車検査証の写を添えて申請しなければならない。
第二条 前条の申請により緊急自動車の指定をしたときは第二号様式の指定書を交付する。
第三条 第一条の規定による申請書は所轄警察署長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。
第一号様式

緊急自動車指定申請書

申請者、住所氏名 (法人の場合はその代表者)	
車の用途	
自動車の種別、年式、番号	種別 年式 車輛番号
緊急自動車としての装備状況	

右緊急自動車として指定下さいますよう車輛検査証の写を添えて申請いたします。
年 月 日 右 氏 名 印
鳥取県警察本部長殿

(註) 本申請書は所轄警察署を経由すること。
本申請書には車体検査証の写を添えること。

第二号様式

緊急自動車指定書

住所氏名生年月日

車の用途

自動車の種別、年式、番号

緊急自動車としての装備状況

右緊急自動車として指定する。

年 月 日

鳥取県警察本部長

印

(註) 本指定書は指定を受けた自動車に常置しておき係員の要求があれば直ちに提示しなければならぬ。

正 誤

昭和三十年四月一日鳥取県条例第十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

2 下 三 給料ヲ受クル者 給料ヲ受クル者

〃 〃 七 盲学校 盲学校

〃 〃 一七 準ス・キ者 準スヘキ者

3 上 一 受クルコト 受クルコト

4 下 一五 第十六条の第一項中 第十六条第一項中

7 〃 八 傾瘕疾病 傷瘕疾病

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町